

# 外構管理について

※中庭部分（赤囲み部分）が該当します。中庭は、区が管理していますが、指定管理者は、公会堂利用者の搬出入、駐車場利用に係る必要な指導、管理等を行ってください。

※面積、形状等を正確に表すものではありません。

※中庭駐車場は公会堂利用者が搬出入等のために3台まで駐車することができます。

